

輸出促進説明会 & 輸出入個別相談会

～食品及び工業品を中心に～



中国・韓国との初めてのEPA（経済連携協定）であるRCEP協定の発効から1年が経過し、EPAの利用拡大によりさらなる貿易促進が期待されます。

第1部では、食品及び工業品を中心とした輸出促進をテーマに、EPAの利活用、改正輸出促進法、JAPANブランド育成支援等事業や日本産酒類の海外展開支援、投資審査制度等について、第2部では、EPA利用に必要な手続きや食品輸出手続きについて、個別に相談対応します。

こうした知識を一度に理解することができ、**自社にとってのEPA利用メリットや、輸出ビジネス拡大に活用いただける補助事業制度を知る絶好の機会**ですので、是非ご参加ください。

- ・ **日時**：2023年1月18日（水）09:30～16:00
- ・ **場所**：オンライン開催
（使用アプリケーション：第1部 Microsoft Teams . 第2部 cisco Webex）
- ・ **対象**：輸出入を行う、若しくは行おうとする中部地域の中小企業
- ・ **プログラム**：

第1部 輸出促進説明会 9:30～11:45

①	開会挨拶	名古屋税関 業務部長 石原 太
②	EPAの利用状況及びメリット	名古屋税関 業務部 首席原産地調査官 河合 康夫
	改正輸出促進法と食品輸出に活用可能な補助金等について	東海農政局 輸出促進課 未定
	海外展開支援事業について 中小企業基盤整備機構の海外展開支援	中部経済産業局 地域経済部 国際課 未定 中小企業基盤整備機構 中部本部 支援推進課 未定
	酒税輸出関係手続及び日本産酒類海外展開支援事業の概要	名古屋国税局 課税第二部 筆頭酒類業調整官 森川 真示
	外為法に基づく対内直接投資審査制度	東海財務局 理財課 主任投資調査官 加納 貴治
	JETROの支援サービスのご紹介	JETRO名古屋 貿易投資アドバイザー 八木 リサ

第2部 個別相談会 13:30～16:00（1枠30分以内） ※事前登録制

受付相談内容	対応機関
輸出入に関するHSコードの特定やEPAの利用手続き	名古屋税関 原産地調査官、関税鑑査官
輸出促進補助事業等輸出関連全般相談 14:00～16:00 ※ お申込者は、13:30～開催する「食品輸出に関する初級者向け説明会」にご参加いただけます	東海農政局 輸出促進課
EPA利用に伴う輸出入貿易実務一般 等	JETRO名古屋 貿易投資アドバイザー 八木 リサ

- ・ **主催**：名古屋税関 **共催**：東海農政局、中部経済産業局、東海財務局、名古屋国税局、JETRO名古屋
- ・ **定員・費用**：第1部800回線程度(1法人5回線)、第2部20社程度(いずれも先着順)、参加無料
- ・ **お申込み方法**：HP掲載申込書に必要事項をご記入の上、指定メールアドレスに送信（裏面参考）
- ・ **申込期限**：2022年12月28日（水）まで ※先着順のため、期限前でも申込定員に達した場合は締め切らせていただきます。

< お問い合わせ >

名古屋税関 業務部 首席原産地調査官

T E L : 052-654-4205

Email: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

輸出促進説明会 & 輸出入個別相談会

～食品及び工業品を中心に～



<お申し込み方法・お申し込み後の流れ>

1. 下記ホームページのURLにアクセスし、掲載されている申込書に必要な事項をご記入の上、下記メールアドレスに送信してください（締切：**2022年12月28日（水）**）

HP URL : <https://www.customs.go.jp/nagoya/osirase/gensanchi.htm>

メールアドレス : nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

メールアドレスの件名 : 輸出促進説明会の参加申込

2. 後日、ご登録いただいたメールアドレス宛に、第1部説明会のMicrosoft Teamsの招待URLをお送りします。
3. 第2部個別相談会にお申し込みいただいた場合は、別途第2部相談会の時間、Cisco Webexの招待URLをお送りします。

取得した個人情報については、本説明会・相談会の適切かつ円滑な実施・運営を目的として、主催者間で共有させていただきますが、同目的以外には使用いたしません。

<経済連携協定>

- 経済連携協定（EPA/Economic Partnership Agreement）とは、国や地域同士で輸出入にかかる関税の撤廃・削減等を定めた条約です。EPAを利用することで、EPAが発効している国との間では、EPAを利用することにより、所定の手続きを踏むことを条件として、他国よりも低い税率で輸出入を行うことができます。

<改正輸出促進法>

- 令和3年の農林水産物・食品の輸出額は、初めて1兆円を突破し、2025年2兆円、2030年5兆円を目標を達成するためには、輸出拡大をさらに加速する必要があります。令和4年10月1日に改正輸出促進法が施行され、新たな資金制度や税制上の措置等さらなる支援策が拡充されております。

<ものづくり補助金（グローバル市場開拓枠）>

- ものづくり・商業・サービス補助金の中に、「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の一環として、「グローバル市場開拓枠」ができ、そのうちの「海外市場開拓（JAPANブランド）類型」では、海外展開に係るブランディングやプロモーション等に係る経費も支援します。

<日本産酒類海外展開支援事業>

- 日本産酒類の輸出促進に向け、商品の高付加価値化やブランド戦略策定、酒蔵ツーリズムプラン策定等に取り組む事業者を支援する制度であり、日本産酒類のブランディングとインバウンドによる海外需要の開拓を図ることを目的としています。

<外国為替及び外国貿易法における対内直接投資審査制度>

- 健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などの流出を防ぐため、外国投資家が日本の企業に対して一定の投資等を行う場合に事前届出を求め、国の安全等の観点から審査を行っています。

<貿易投資相談・新輸出大国コンソーシアム>

- 輸出入、EPA、その他海外ビジネスにかかるご相談窓口として、貿易投資相談（初回はWEBからお申込み）をご用意しています。また、新輸出大国コンソーシアムでは海外展開に課題を抱えている企業や初めて取り組む企業を対象に経験豊富なパートナーがハンズオンでサポートします。

< お問い合わせ >

名古屋税関 業務部 首席原産地調査官

TEL : 052-654-4205

Email: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp